

長野県流域下水道終末処理場他

包括運転管理業務

落札者決定基準

令和5年8月22日

長野県生活排水課

1 趣旨

長野県流域下水道終末処理場他包括運転管理業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

2 総合評価点の点数配分及び算出方法

＜総合評価点 = ①価格点 + ②業務評価点＞

① 価 格 点	40点
② 業 務 評 価 点	60点
総 合 評 価 点	100点

3 価格点の算出方法

(1) 入札価格の評価（価格点）

＜価格点 = 配点（40点）× 最低入札価格 ÷ 当該入札価格＞

※ 小数点以下第2位を四捨五入

(2) 落札者の対象外とする内容

次のいずれかに該当する場合は、落札者選定の対象外とする。

ア 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者

イ 入札実施要領第12第2項、第13第2項、第14及び第16第1項第2号に基づき無効となった者

4 業務評価点の算出方法

業務評価点（業務提案評価委員会でヒアリングにより審査）

＜業務評価点 = 配点の割合（60/100点）× 「委員会評価点」 ÷ 「出席委員数」＞

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 委員会評価点とは、業務提案評価委員会による第5及び第6に基づき算出した委員ごとの点数の合計点

但し、次のいずれかに該当する場合は、水準に達していないものとして業務評価点を0点とする。

ア 評価項目Vを除く評価項目の評価事項において、いずれかに記載がない場合。

イ 評価の結果、評価項目Vを除く評価項目について、委員会評価点が6割に満たない場合かつ出席委員の過半数の評価点が6割に満たない場合。

ウ 評価事項の内、「業務管理及び書類」について、出席委員の過半数の評価点が6割に満たない場合。

エ いずれかの評価事項の評価において、出席委員の過半数が0の評価となった場合。

5 業務提案の評価項目及び配点

(1) 評価項目及び配点

業務提案書における評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目Ⅰ～Ⅳについては要求水準書に基づき業務提案書を作成する。

	評価項目	配点	
業務提案書	Ⅰ 業務実施体制等一般	35 点	100 点
	Ⅱ 運転管理業務	35 点	
	Ⅲ 保守点検・維持業務	20 点	
	Ⅳ 社会貢献	5 点	
	Ⅴ 省エネルギー等地球温暖化対策	5 点	

(2) 評価事項、評価の視点及び配点

評価項目のうち、評価事項、評価の視点及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
Ⅰ 業務実施体制一般	①業務管理及び書類	業務の履行姿勢の他、実施体制、業務内容、業務記録等の整備及び必要な書類等における提案について、実現性があり優れているか。	10
	②組織体制及び人的管理	組織体制、職務内容、適切な人員配置など人的管理にかかる提案について、実現性があり優れているか。	5
	③業務の引継	業務内容の引継に係る内容や方法などの提案について、実現性があり優れているか。	5
	④安全衛生管理	安全衛生管理の内容及び方法のほか、保安教育及び訓練、火災防止など（研修・教育・安全活動などの実施計画を含む。）の提案について、実現性があり優れているか。	5
	⑤緊急時の対応	天災等（地震、風水害、感染症拡大等）への準備の他、緊急対応が必要な事案に対する準備や対応方法、業務継続計画などの提案について、実現性があり優れているか。	10

II 運転管理業務	①運転監視及び操作	施設の構造等を熟知した上で、流入水量及び流入水質に応じた運転管理などの提案、また、運転操作監視の内容及び方法について、実現性があり優れているか。	25
	②物品等調達	物品や薬品等の調達や管理の方法と内容及び廃棄物の取扱いなどの提案について、実現性があり優れているか。	5
	③水質試験	水質試験の内容、試験方法や頻度などの提案について、実現性があり優れているか。	5
III 保守点検・維持業務	①保守点検	保守点検の内容及び方法、機能維持方法や施設の一般管理方法などの提案について、実現性があり優れているか。	10
	②修繕業務	修繕業務の実施方法、管理方法などの提案について、実現性があり優れているか。	5
	③環境保全対策	環境保全対策及びその方法、場内環境維持などの提案について、実現性があり優れているか。	5
IV 社会貢献	社会貢献の内容及び方法などの提案について、実現性があり優れているか。 なお、要求水準書のほか、障がい者雇用等の促進、社会活動への参加、周辺環境へ配慮した事業活動等の提案内容も評価します。	5	
V 省エネルギー等 地球温暖化対策	業務提案にあたって、県の省エネルギー等地球温暖化対策を理解した上で、取組みについて（日報を活用した省エネルギー運転の提案、実際の取組に当たってのマネジメントシステム（自主的なものでよい。）の構築・運用や、そのシステムの運用時には設備面について県への提案を含めてよい。）提案があり、その内容は実現性があり優れているか。	5	
合 計			100

6 業務提案の評価方法

(1) 評価項目Ⅰ～Ⅳの評価方法

各委員の評価点は、各評価事項に対する配点に対し、次のとおり評価する。

評価水準	評価	要件
特に高い水準	A (配点×1.0)	業務提案を受けた内容が実現可能であって、特に高い効果が見込まれ、効率的かつ合理的な提案である
高い水準	B (配点×0.8)	業務提案を受けた内容が実現可能であって、高い効果が見込まれ、効率的かつ合理的な提案である
標準水準	C (配点×0.6)	業務提案を受けた内容が実現可能であり、要求水準書で示す内容に過不足がない
低い水準	D (配点×0.3)	業務提案を受けた内容の実現は可能であるものの、効率的又は合理的な業務履行が見込めない
相応しくない提案	E (配点×0.0)	業務提案を受けた業務内容の実現が極めて困難であると判断される

(2) 評価項目Ⅴの評価方法

各委員の評価点は、各評価事項に対する配点に対し、次のとおり評価する。

評価水準	評価	要件
高い水準	A (配点×1.0)	業務提案を受けた内容が実現可能であって、高い効果が見込まれ、効率的かつ合理的な提案である
標準水準	B (配点×0.6)	業務提案を受けた内容が実現可能と見込まれる
相応しくない提案	C (配点×0.0)	業務提案を受けた内容が実現可能と見込まれない。又は提案がない。